

小松島市お散歩アプリ「こまポンウォーク」クーポン取扱店募集要領
新旧対照表

ページ数	令和5年度	令和6年度	修正内容
1	<p>2. クーポンの発行概要</p> <p>(2) クーポンの種類</p> <p>①店舗共通500円割引クーポン(市補助率100%)</p> <p><u>②店舗限定〇〇〇円割引クーポン(市補助率80%)</u> (取扱店舗の申込により割引額は100円、200円、300円、400円、500円のいずれかに設定)</p> <p>③店舗限定特典クーポン(市補助なし)</p>	<p>2. クーポンの発行概要</p> <p>(2) クーポンの種類</p> <p>①店舗共通500円割引クーポン(市補助率100%)</p> <p>(削除)</p> <p>②店舗限定特典クーポン(市補助なし)</p>	<p>店舗限定〇〇〇円割引クーポンを廃止</p>
1	<p>(3) スケジュール予定</p> <p>①店舗共通500円割引クーポン(市補助率100%)</p> <p><u>②店舗限定〇〇〇円割引クーポン(市補助率80%)</u> <u>令和5年度は年2回抽選予定</u></p> <p>・1回目抽選 <u>令和5年7月1日～7月10日 クーポン抽選応募期間</u> (アプリ利用者がポイントを消費し、クーポンの抽選に応募)</p> <p><u>令和5年7月15日～10月31日 クーポン使用期間</u></p> <p>・2回目抽選 <u>令和5年12月1日～12月10日 クーポン抽選応募期間</u> (アプリ利用者がポイントを消費し、クーポンの抽選に応募)</p>	<p>(3) スケジュール予定</p> <p>①店舗共通500円割引クーポン(市補助率100%)</p> <p>(削除)</p> <p><u>令和6年度は年5回抽選予定</u></p> <p>・1回目抽選 <u>令和6年6月1日～6月10日 クーポン抽選応募期間</u> <u>令和6年6月15日～令和7年3月31日 クーポン使用期間</u></p> <p>・2回目抽選 <u>令和6年8月1日～8月10日 クーポン抽選応募期間</u> <u>令和6年8月15日～令和7年3月31日 クーポン使用期間</u></p>	<p>店舗限定〇〇〇円割引クーポンを廃止 抽選回数を2回から5回に改正</p>

ページ数	令和5年度	令和6年度	修正内容
1	<p><u>令和5年12月15日～令和6年3月31日 クーポン使用期間</u></p> <p>※スケジュールは予定のため、変更になる場合があります。</p> <p><u>③店舗限定特典クーポン（市補助なし）</u> 取扱店舗からの申込により、クーポン抽選を随時実施 クーポン使用期間は、取扱店舗からの申込内容により設定</p>	<p><u>・3回目抽選</u> <u>令和6年10月1日～10月10日 クーポン抽選応募期間</u> <u>令和6年10月15日～令和7年3月31日 クーポン使用期間</u></p> <p><u>・4回目抽選</u> <u>令和6年12月1日～12月10日 クーポン抽選応募期間</u> <u>令和6年12月15日～令和7年3月31日 クーポン使用期間</u></p> <p><u>・5回目抽選</u> <u>令和7年2月1日～2月10日 クーポン抽選応募期間</u> <u>令和7年2月15日～3月31日 クーポン使用期間</u></p> <p>※スケジュールは予定のため、変更になる場合があります。</p> <p><u>②店舗限定特典クーポン（市補助なし）</u> 取扱店舗からの申込 <u>（任意）</u> により、クーポン抽選を随時実施 クーポン使用期間は、取扱店舗からの申込内容により設定</p>	<p>抽選回数を2回から5回に改正</p> <p>店舗限定特典クーポンの実施を「必須」から「任意」に改正</p>
	5. 取扱店舗参加資格	5. 取扱店舗参加資格	

ページ数	令和5年度	令和6年度	修正内容
3	<p><u>2 前項に定める事業者のうち、次の各号のいずれかに該当する者は、「店舗共通500円割引クーポン」及び「店舗限定特典クーポン」に加え、「店舗限定〇〇円割引クーポン」も使用することができるものとします。</u></p> <p><u>(1) 小松島市に住所を置く個人が運営している事業所等</u></p> <p><u>(2) 小松島市内に本社・本店を持つ法人が運営している事業所等</u></p> <p><u>(3) 小松島商工会議所の会員である個人又は法人が運営している小松島市内の事業所等（店舗面積が1,000㎡を超える店舗を除く。）</u></p>	<p><u>(削除)</u></p>	<p>店舗限定〇〇〇円割引クーポンを廃止</p>
3	<p>6. 取扱店舗の責務等</p> <p><u>(1) 「店舗限定特典クーポン」について、年度内（4月1日から翌年3月31日まで）に1回以上は発行し、アプリ利用者が使用できるよう、「8. 店舗限定特典クーポンの申込」に記載のとおり、市に特典クーポン申込書を提出してください。特典クーポン申込書の提出が無い場合、市は取扱店の登録を取り消すものとし、翌年度の取扱店舗の登録は行わないものとします。</u></p> <p><u>(2) ~ (11) 略</u></p>	<p>6. 取扱店舗の責務等</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(1) ~ (10) 略</u></p>	<p>店舗限定特典クーポンの実施を「必須」から「任意」に改正</p> <p>番号の繰り上げ</p>
4	<p>8. 店舗限定特典クーポンの申込</p> <p>店舗限定特典クーポンの申込は、次の方法によって行うこととします。</p>	<p>8. 店舗限定特典クーポンの申込 <u>(任意)</u></p> <p>店舗限定特典クーポンの申込は、次の方法によって行うこととします。<u>ただし、店舗限定特典クーポンの申込は任意とします。</u></p>	<p>店舗限定特典クーポンの実施を「必須」から「任意」に改正</p>

ページ数	令和5年度	令和6年度	修正内容
4	<p>9. 店舗限定割引クーポンの申込</p> <p>「店舗限定〇〇〇円割引クーポン」の申込は、次の方法によって行うこととします。なお、「店舗共通500円割引クーポン」は申込不要です。</p> <p>(1) 小松島市お散歩アプリ「こまポンウォーク」店舗限定割引クーポン申込書（以下「店舗限定割引クーポン申込書」という。）に必要事項を記入し、市にメール、郵送、持参のいずれかにより提出してください。店舗限定割引クーポン申込書は市ホームページからダウンロードできるほか、市役所窓口でも配布します。</p> <p>(2) 店舗限定割引クーポン申込書の提出先は、「7. (2) 登録申請書の提出先」の記載のとおりです。</p> <p>(3) 店舗限定割引クーポン申込書の受付期間は、クーポン抽選応募期間開始日の1週間前までとします。（クーポン抽選応募期間は「2. (3) スケジュール予定」を参照）</p> <p><u>10. ～ 14. 略</u></p>	<p><u>(削除)</u></p> <p><u>9. ～ 13. 略</u></p>	<p>店舗限定〇〇〇円割引クーポンを廃止</p> <p>番号の繰り上げ</p>
5	<p>13. 登録の取消</p> <p>次の各号のいずれかに該当する場合は、市は取扱店の登録を取り消すものとします。</p> <p><u>(1)「店舗限定特典クーポン」について、年度内(4月1日から翌年3月31日まで)に1回以上発行しアプリ利用者が使用できるよう、市に特典クーポン申込書を提出しない場合</u></p> <p><u>(2)～(4) 略</u></p>	<p>13. 登録の取消</p> <p>次の各号のいずれかに該当する場合は、市は取扱店の登録を取り消すものとします。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(1)～(3) 略</u></p>	<p>店舗限定特典クーポンの実施を「必須」から「任意」に改正</p> <p>番号の繰り上げ</p>